

## 令和4年第2回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和4年2月25日(金)  
開 会 午後1時26分 閉 会 午後2時00分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(11人)  
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣  
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀  
⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)  
⑦山本 泰夫
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(0人)
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(12人)  
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一  
⑰森田 三男 ⑱悦永 秀雄 ⑲南 邦夫 ⑳芝田 俊幸  
㉑三宅 一徳 ㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (4) 農用地利用集積計画について
  - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 9番 山上委員 10番 四飯委員
- 10 会議の結果  
議案4件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席の方皆さんおそろいなので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。  
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。7番、山本委員さんが都合により欠席される旨の連絡を受けております。  
ただいまの出席委員は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数を超えておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。  
なお、コロナ禍でもあり、まん延防止の状態でありますので、会長からのご挨拶は割愛させていただきます。  
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
  - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定

について

- ・議案第4号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、9番 山上委員、10番 四飯委員を指名します。よろしくお願いたします。

では、ただいまから審議に入ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大で農地利用最適化推進委員の方は欠席となっております。

では、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 皆さん、お疲れさまです。

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」でございます。

整理番号1番、議案書2ページのほうをご覧ください。

申請地につきましては〇〇町の田11筆で、面積の合計が11,217㎡となっております。

位置図につきましては、5ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は505aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続いて、整理番号2番、3番に行きたいと思います。

2番、3番につきましては、自作地相互の交換となりますので、併せて説明させていただきます。

整理番号2番、申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が298㎡。

整理番号3番につきましては、申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が321㎡となっております。

位置図につきましては、それぞれ6ページ、7ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、自作地相互の交換で、隣地同士の水田の交換による所有権移転となっております。

整理番号2番の譲受人の経営面積は94aです。

また、整理番号3番の譲受人の経営面積につきましては59aで、それぞれ当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続いて、整理番号4番、議案書につきましては3ページのほうです。

申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が1,018㎡となっております。

位置図につきましては8ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積につきましては252aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続いて、整理番号5番。

申請地につきましては〇〇町の田2筆で、面積の合計が1,589㎡となっております。

位置図につきましては9ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

また、譲受人の経営面積につきましては160aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続いて、整理番号6番。

申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が815㎡となっております。

位置図につきましては10ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積につきましては170aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続いて、整理番号7番。

申請地につきましては〇〇町の畑2筆で、面積の合計が427㎡となっております。

位置図につきましては11ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は26aで、当該地区の下限面積の要件20aを満たして

おります。

続いて、整理番号8番、議案書につきましては4ページをご覧ください。

申請地につきましては〇〇町の田7筆で、面積の合計が17,825㎡となっております。

位置図につきましては、12ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は187aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

以上です。

議長 1ついいですか。これ、最後の〇〇さんのこれ、ゼロ1匹足りんがんないけ。187aでなくて、これやったら1町8反でないんか。

事務局長 18ヘクタールじゃないかということ。

議長 そうそう。経営規模は四、五十町歩あるがに、この1町8反ということはないと思うけど。

事務局 ですね。すいません。

事務局長 全て移転するかどうかちょっと分からんもんで。

議長 でも、買うがだけでも1町7反。

事務局長 なんもなんも。〇〇さんの名義になってるものが。

委員 ああ、農業法人のその名義での話か。

事務局 はい。

事務局長 そういうことだと思っておりますが、確認します。

議長 ああ、そうか。今買うだけでこんだけあるがに。

事務局長 なんもなんも。

議長 分かるて、分かる。

委員 組合法人の話やが。組合法人での所有じゃないが。

議長 だから、今組合法人で買うやろう。

事務局長 組合法人が持つとる面積が今これかなと思っておるんです。

委員 そうやろ。買うとしたら組合法人のところに入る。

議長 いや、あったかな。

委員 分からんけ。

議長 まあまあ分からん。

事務局 もう一度確認しておきます。すいません。

委員 これの倍になるということ？ 330か。

事務局長 〇〇さんが作ってる面積というのは30ヘクタールは超えているかなと思いますけど。

委員 そこは分からないですね。名義がどうなるんか。法人名義か個人名義、その辺がね。

事務局 一応こちらのほうで台帳を確認しましたところ、この面積になりました

のでこれ記入はさせていただいたんです。

議 長  
委 員  
事務局長

ああ、そうか。はい、分かりました。

組合法人の面積や。

多分そうやと思うんです。ただ、個人的には〇〇さんはもっと持っていますので。

議 長

はい、分かりました。はい、すいません。

ただいま事務局の説明が終わりました。

本来ならば、整理番号1番、4番、5番、6番、8番は最適化推進委員さんの担当区域であります。今日は欠席となっておりますので、1番、4番、5番、6番、8番は事務局よりお願いします。

事 務 局

それでは、整理番号1番、〇〇委員さん、整理番号4番、5番、6番、〇〇委員さん、整理番号8番、〇〇委員さんから先日連絡がありまして、それぞれ譲渡人、譲受人、そしてあと生産組合のほうにも確認したところ、特に問題はありませぬということで連絡を受けております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、整理番号2番、3番、〇〇委員さん。

担当委員

先ほどもちょっと説明ありましたように、これは相互の交換ということで、一応〇〇町〇〇番、これが今現在は〇〇さんが持っております。皆さんも、先ほど事務局のほうから手元のほうへ行ってると思うんですけども、写真、一応地番振ってありますんで、ここの27番、〇〇さんは、このちょうど真ん中の薄めの地番です。その〇〇さんが今現在、27番、それから12番、11番、これを所有しております。13番の〇〇さんは、13番、28番、34番、54番。この田んぼを持っておいでましたんで、今回、この27番と13番を交換されると。こういうことで、〇〇さんは11番、12番、13番、ここを1枚の田んぼとして使いたいようです。

そういうことで、形状を変えて耕作地をすっきりさせたいというような趣旨のようでございます。

そういうことで、現在はちょうど両方とも粗起こし終わってまして、特段支障がないというふうに思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、整理番号7番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんに会ってきました。この京都の〇〇さんというのは、この土地を相続したそうですが、遠方のため管理できないことから、〇〇さんとの間で売買したいということでありました。

特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございます。

担当委員さんはそれぞれ異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全 委 員

なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 では、「議案第1号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。

議案書13ページのほうをご覧ください。

整理番号1番につきましては、申請地、〇〇町の畑1筆で、面積が271㎡となっております。

位置図につきましては、14ページをご覧ください。

譲渡人、申請人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

申請地につきましては、農業振興地域外の都市計画区域にあり、用途地域の第1種住居地域に指定されており、住宅が多い市街地に位置しております。規則第44条第3号に該当する第3種農地と判断いたします。

また、生産組合の同意も得ております。

続いて、整理番号2番。

申請地につきましては〇〇町の畑2筆で、面積の合計が209㎡となっております。

位置図につましてきは15ページをご覧ください。

申請人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的につきましては、申請人の住宅用地にするための申請となっております。

申請地につきましては、農業振興地域外の都市計画区域にあり、用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されており、住宅が多い市街地に位置しております。規則第44条第3号に該当する第3種農地と判断いたします。

また、生産組合の同意も得ております。

以上です。

議長 〇〇担当委員さんは欠席なので、事務局よりお願いします。

事務局 整理番号1番、2番、〇〇委員さんから報告があり、申請人に確認し、あと生産組合のほうも確認したところ、特に問題がないという報告を受けております。

以上です。

議長 No.1、No.2の案件について、担当委員さんにご異議なしということですが、何かほかにご意見ございませんか。

委員 ちょっとよろしいですか。これ、〇〇さんが〇〇町と〇〇町に自分の住宅を建てる。

事務局 一応聞いているのは、自分の住宅と妹さんの住宅を建てるというふうに聞いております。

委員 申請人というのは、建てる人が申請するのではないんですか。

事務局 一応所有者が〇〇さんとなっておりますので、〇〇さんのほうから、所有者の方から申請が出ております。

委員 この申請というのは、土地の所有者が出すものなんですか、建てる方が出すんですか。

事務局長 今回の場合ですけど、所有者が第4条の申請にやっておりますが、第4条のこの申請者がうちを何軒建てようと、この農業委員会ではそこまでは求めていないと思います。申請人がうちを建てたいという申請でございますから。

委員 ということは、〇〇さんが建てるということでもいいんですか。

事務局長 そういうことになります。そういう判断です。

委員 はい。分かりませんが……。はい。そんなんいいんですかね。

委員 いや、結局、建物を建てる……。

委員 建てるまでの期間は決まっとれんろ。いつまでに建てるのか、今なかったけ。

事務局 建てるの、はい。

委員 そういうことは、それまでにすりゃいいげろ。

事務局 はい。一応10月頃までに完成。

委員 それに違反したら、落ちるといふことやろう。

議長 恐らく、ここに〇〇さんおいでますけれども、この方、どっちかというたら自分で建てて、不動産業も行っておるもんで、後で売買するような感じがあるかも分かりませんが……。

事務局 ですね。そこら辺、また詳細につきましては……。

委員 そういうことであれば、多分、5条の話になってくるのかなと思うんですけど。

議長 そうそう。ただ、妹と住んどるもんで、本当に妹にやるがか、ちょっとそこ一緒に農業やっとならば。だから、そこんところ詳しいことちょっと分からんけれども、

委員 姉かと思うとったら妹やったんか。

委員 まあ、あのうちは金あるさかい大丈夫や。

議長 申請で建てることは本人には間違いはないんで、それ以上突っ込むことはできんから。

委員 結局、登記までぽっかけねんろ、こっちは。違うがか。

議長 ああ、建てるまではぽっかける。

委員 だからぽっかけれんろ。だから、ぽっかけて違反があったらまずいけれども、それまでは田んぼすらんないがか。後で変更する可能性あるかもしれんけれども、建てるまでは〇〇でいいがんない。

事務局 建てるまではですね。その後売買、そういう話になるかも分かりませんし。

委員 可能性としてはあるわな。ある程度、まあまあまあ。

事務局長 農地以外のもの変わったときにという話は出てくるかもしれません。

委員 農地として申請する4条でいく限りは、本人の建物で登記するまでは変更あったら困るんで。ほやろう。

事務局 です。

委員 そういうことやろう。

事務局長 そういうことです。

委員 分かった。

事務局長 申請人がそう言っておるということなので。

委員 そこまできっちり見てくれや。そんな問題ほやろ、法的に問題なければほんでいいんで。

議長 ほかに何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、「議案第2号」は原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。

議案書16ページのほうをご覧ください。

整理番号1番、申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が804㎡となっております。

位置図につきましては17ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的につきましては、申請人の分譲宅地用地にするための申請となっております。

申請地につきましては、農業振興地域内の用途指定のない都市計画区域にあり、上水道及び下水道が埋設されており、500m以内に歯科医院2か所が存在しております。また幅員につきましては6.5mあることから、規則第43条第1号に該当する第3種農地と判断いたします。

また、生産組合、土地改良区の同意を得ております。

続いて、整理番号2番についてでございます。

申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が666㎡となっております。

位置図につきましては18ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。



ます。

転用目的につきましては、申請人の資材置場用地にするための申請となっております。

申請地につきましては、農業振興地域内の用途指定のない都市計画区域にあり、上水道及び下水道が埋設されており、500m以内に〇〇高校、そして歯科医院が存在いたします。

また、道路の幅員につきましては6.6mあることから、規則第43条第1号に該当する第3種農地と判断いたします。

生産組合、土地改良区の同意を得ております。

以上です。

事務局長 今、農地区分のところで条数を間違えてしゃべっておりましたが。

事務局 訂正です。すいません。43条第1号に修正なっていますね。

事務局長 そんなみたいです。

事務局 すいません。ちょっと課長なん先行ったもんでそのままになってたかも分かりません。申し訳ありません。

委員 ちょっと聞きたいんやけれども、ここは白地やと言うとったな。

事務局 はい。

委員 ここ全部そう？

事務局 全部白地です。〇〇の今のこの18ページ見てもらえれば。

委員 いまだにこれ全部そうか、ここは。

事務局 今、これ赤枠あらいい。赤枠から向かって西側、左側から青地です。

この道路に面しとる。

議長 道路面だけ。

事務局 が白地。

委員 道路面だけか。

事務局 はい。

委員 そしたら、この後ろは違うが。

議長 青地。

事務局 違います。そして、東側も全部。

委員 分かった、分かった。この道路面だけや、白地が。

事務局 そして、東側も全部、川の間まで、これ全部白です。青地じゃありません。

委員 俺、ここ白やと思うとったもんで、変なんやなと思うとった。この道路だけか。道路の西側と道路の東側とそうなんか。

事務局 いや、西側1枚目と、そして東側、川までの間は全部白地です。

委員 グラウンドの後ろはみんなここ青ねんな。

議長 青や。

事務局 はい、そうです。

委員 分かった。ごめん、ごめん。

議長 担当委員さんのご意見を伺いましたが、担当委員さんは最適化推進委員のため欠席なので、事務局よりお願いします。

事務局 整理番号1番、〇〇町の案件でございます。こちらのほう、〇〇委員さんから報告がありまして、生産組合長さんと現場で業者の方と立会いた上、報告を受けて、特に問題がないという報告を受けております。

また、整理番号2番の〇〇町につきましても、〇〇委員さんから譲受人とあと生産組合のほうを確認いたしまして、特に問題はないということで報告を受けております。

以上です。

議長 担当委員さんがそれぞれ問題ないということですが、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第3号」は異議なしと認め、原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第4号 農用地利用集積計画について」でございます。議案書19ページからご覧ください。

利用権設定の概要につきましては、議案書21ページのほうをご覧ください。

今回は田68筆の設定があり、合計面積につきましては132,673㎡となっております。

権利設定期間別につきましては、5年の田が4筆で6,204㎡、6年の田が2筆で1,887㎡、10年の田が62筆で124,582㎡となっております。

申請件数につきましては、貸し手農家が37件、借り手農家が20件となっております。

各筆の明細一覧につきましては、議案書22ページから25ページに記載されておりますのでご覧になってください。

申請件数につきましては38件で、新規設定が37筆、再設定が31筆となっております。

続いて、議案書23ページのNo.17をご覧ください。こちらの譲渡人、貸付人の方が先週お亡くなりになりまして、今週、昨日、貸付人の息子さんと変更契約をしておりますので、報告しておきます。

事務局長 この件については、もう一回出すということです。これは取下げという形になるかと思えます。

事務局 いや、そのまま。

事務局長 そのままにする？ できる？

事務局 一応、まだ相続してないもんやから、相続した後にまたという話ししてましたんで、本人が。

〇〇さん分、〇〇さんにして契約。

事務局長 ということで。

委員 可能なんかい。亡くなっておらんのに。  
事務局長 これ、本当はもう一回出し直ししてもらったほうがいいので。  
委員 修正は難しいやろ、相続のあれやったら。だから、利用権の設定で今関係なくてもできんから。農地は作れるげんから。  
事務局長 農地は作れれんけど、この記載ではまずいで、「何々分誰々」という形にしないとイケないの。  
委員 県と一遍相談してみ。亡くなったら相続権あるんやから。  
事務局長 あれだったらこれ取下げして、新たに出してもらえば済む話なんで。  
議長 それが一番いい。  
事務局 じゃ、そういった形で。  
事務局長 「何々分誰々」で出してもらったらそれはそれで通るので。このままだと故人になっているので難しいなということなんで。  
事務局 はい。  
事務局長 本人も了解されとるんで。  
委員 今これをこのままに通すよりも、無駄のもの取っといたほうが。  
事務局長 これ取り下げしてという。  
事務局 17番一回取り下げて、再度、3月……。  
委員 知らなんだということ言わんがやろ。相続確定しとれんから。  
事務局長 一応相続が決まろうが決まらないであろうが、「何々分誰々」という表示にしないとまずいので。  
委員 それにするのは、このままの名義でいったらちょっとまずいかもしれん。  
事務局長 だから、これは申請したときはまだ生存してられたのでという話なんで。  
委員 県と話しして。行政のほうと。  
事務局長 はい。  
委員 それ任せるわ。  
議長 ほかに17番以外に何かございませんか。  
全委員 なし。  
議長 なければ、「議案第4号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局 それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。  
議案書26ページをご覧ください。  
解約される農地につきましては7筆で、面積の合計が8,236㎡となっております。対象地、貸付人、借受人及び解約の概要につきましては、議案

書に記載のとおりとなっております。

以上です。

議長 　　ただいま「報告第1号」について事務局より説明がありました。報告について何かご意見ございませんか。

全委員 　　なし。

議長 　　なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

　　以上で本日の議案審議が終了しました。

　　ここでご意見がなければ、一旦委員会を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 　　はい。

議長 　　では、以上で本日の農業委員会総会を閉会いたします。

終　　了

議事録署名人 会　長

署名人

署名人